

# 平成24年金融商品取引法等改正に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正について

平成25年9月5日  
株式会社名古屋証券取引所

## 1. 改正趣旨

今回の改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第86号）等に基づき改正される「金融商品取引法施行令」（以下「施行令」という。）において、発行者以外の者が行う公開買付け等に係る内部者取引規制上の公表措置として、金融商品取引所による公衆縦覧を利用した公開買付け等事実の公表方法が認められることから、公開買付者等である上場会社以外の者の要請により、被買付企業等である上場会社が当取引所へ公開買付け等事実を通知することにより公表を行う場合についても、TDnet（適時開示情報伝達システム）により行う旨を規定するなど「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行うものです。

## 2. 改正概要

（備 考）

### (1) 施行令における発行者以外の者が行う公開買付け等に係る公表措置の見直しに伴う対応

被買付企業又は親会社である上場会社が、公開買付者等である上場会社以外の者の要請に基づき、当取引所へ通知することにより当該公開買付け等事実を公表する場合は、TDnetにより行うこととします。また、この場合においては、上場会社が会社情報の開示を行う場合と同様、当取引所への説明義務等を課すこととします。

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第7項等

### (2) 「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「内閣府令」という。）における子会社に関する重要事実の軽微基準の見直しに伴う対応

上場会社の子会社等が業務提携を行う又は解消する場合であって、業務提携の相手方が当該子会社等の株式を取得する又は取得している場合の適時開示上の軽微基準について、その取得価額が連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の10%未満であることを基準とします。

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2(1)h(a)イ等

### (3) その他

現行の内閣府令の文言に合わせたための改正を行います。

## 3. 施行日

平成25年9月6日から施行します。

以 上